

2025 年 5 月 30 日

エネさんデンキ
電気供給約款[低圧] の変更に関するお知らせ

平素は弊社サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

表題につきまして、その内容を下記のとおりお知らせいたします。なお、この変更に伴うお客様自身でのお手続きは不要です。

1. 約款の変更点

制限または中止の料金割引の廃止（変更前第 31 条の削除）

一般送配電事業者の託送供給等約款の見直しにより、託送供給等約款の規定に基づき一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合の一般送配電事業者の託送料金についての割引が廃止されたことを受け、同割引と同内容を規定していた「制限または中止の料金割引」の規定を削除いたしました。

2. 変更後約款の効力発生時期

2025 年 8 月 1 日（2025 年 9 月分の電気料金）より適用

本件に関するお問い合わせ先

名称 株式会社エネサンスホールディングス

住所 東京都港区海岸 1-2-20 12 階

メール enessance-denki-se@enessance.co.jp

※土日祝祭日・12 月 30 日～1 月 4 日は翌営業日以降のご返信となります。

※ご返信までに数日（通常 3 営業日以内）お時間をいただく場合がございます。